

平成 30 年 4 月 28 日現在、協議会に対して現在提出されている各種意見

1. 松阪地区広域消防組合幹部職員との協議

(1) 夜間勤務体制の見直し

- ・現在の夜間勤務は身体への負担が大きい。
- ・起番が体調管理上厳しいので改善を目指す事を前提とした上で、受付で寝ている職員がいたりする。住民目線も考え、労務問題の改善とモラルの向上を同時に目指してほしい。

(2) 各署での当直司令が不在時の消防司令補の代行について

- ・幹部会議で話があったと聞いているが文章での明示が無い。会議の決定事項を文章で出し全職員に周知して頂く。
- ・管理職を他署に補勤させない方向で検討してほしい。理由として、中隊長と救急補佐がいる状況では、救急補佐が補勤に入る事が多くなり補勤を出す所属での救命士の労務管理が難しくなると考えられる。
- ・署長は日勤で業務を行う必要があるため日勤であると思います、署長が夜間に泊まり勤務する事は慎重に検討してほしい。
- ・管理職は28日サイクルでサイクルに入っても労働基準法上の業務管理の関係から問題ないのではないか、管理職のみ週休の移動を自由にするようにし検討しては、
- ・分署では消防司令補が先着で災害対応を行う。災害対応が管理職の要件ではないと考えられる。現状職場での問題が発生した際に管理職がいない署の職場管理に責任は指揮隊や他署の管理職に移管して指示、命令を行わせてはどうか。

(3) 特殊勤務手当の支給について

- ・議員、市職員組合と協議を実施したうえで消防長から市長に掛け合って頂くよう協議する。

(4) 予防業務について(立入検査)

- ・規定、要綱の進捗状況が不明確で現場に伝わっていないため混乱が生じている。
- ・今後の査察の方針が明確でないため方向性がわからない。
- ・予防課職員に意見徴収を実施し協議の必要性の有無を検討し資料と根拠を固める事が必要である。

(5)新指令台導入について

- ・指令台導入について他消防の実例を検討すると
- ・新しい指令台導入について各職場での意見徴収がない、今後10年以上使っていく機器であるので各職場で意見徴収を行った方がよいのではないか。
- ・指令台導入の検討会議等については他消防の実例を参考にし年齢、階級を幅広く行いようとしては。

2. 消防職員委員会の意見提出について

- (1)明和署の人員増もしくは救急車を1台体制にする
- (2)初任科生の食事代を公費負担にする
- (3)夜間勤務体制を見直し仮眠の取得しやすい体制をつくる
- (4)特殊勤務手当の再支給を実施する。
- (5)各部会等の見直しについて(今年度からの部会内容変更を考慮しながら今後の部会のあり方に意見提示を行う)システム部会、研究会の実施の検討
- (6)会議等における議事録の作成の義務付け
- (7)消防司令がない体制の当直体制の見直しについて
- (8)火災報告書を簡易様式の導入
- (9)本部職員の休憩時間の適正化、休憩場所の設置
- (10)整備係廃止に伴う今後の方針について(タイヤ交換など職員へのリスクへの提案)
- (11)ライデン返信の際に備考欄への入力方法の統一(例、〇〇署まで〇分、電話番号090-1111-2222)など召集がスムーズに行える体制を目指す。
- (12)防火衣安全帯の装着方法について組織としてのあり方の統一を目指す。
- (13)消防大学校火災調査課程、予防査察課程への派遣の意見提示を実施する。

3. 関係議員、松阪市職員組合との協議について

これは、特殊勤務手当等の議会等の了承が求められるものについて課題を協議し進めるものです。昨年度は特殊勤務手当と大型免許の補助を松阪市議会議員の田中議員と検討し消防長に要望しました。それらがけんとうされ大型免許の補助が実施される事となりました。

今年度は大きな案件として(1)の特殊勤務手当の支給を重点に置き、さらに職場の労務問題だけでなく住民サービスの向上や職員の技術の向上を目指して(2)のような提案をしてみてください、と役員会で意見が出されました。

(1) 特殊勤務手当について

- ・市職員組合は消防職員の手当支給実現を組合としても進めていきたい。
- ・日程調整し5月初旬くらいに話し合いを実施したい。総務課にも出席して頂くように依頼をおこなってみる。

(2) 今後の消防行政の議会での議案提案について

- ・宮町訓練場の充実（設備面、使用頻度、競錬会を実施するなどしてはどうか）
- ・職員用の災害用品の備蓄
- ・大規模災害発生時のため、病院など各関係機関との協定(合同訓練の開催等も検討)

以上の内容について進めていく事を現在検討しています。もしほかに何か実施して欲しい事や個々の案件について意見がありましたら5月4日(金)までに

「info@msk-since2013.com」

にメールいただきますようお願いいたします。